

銚子市都市公園ネーミングライツ・パートナー募集要項

令和8年4月

銚子市

都市整備課

1 目的

銚子市では、市が所有する施設の安定的な管理・運営や利用者へのサービス向上、公民連携による相互の活性化を図ることなどを目的に、市が所有する公園や広場など（以下「公園」）を対象に愛称を付ける権利（ネーミングライツ）を取得するパートナーを次のとおり募集します。

2 対象施設

- (1) 対象とする公園
河岸公園（河岸公園広場を含む）
- (2) 施設概要
別紙「対象施設の概要」のとおり

3 応募資格

民間の法人、団体及びグループなどとします。ただし次に掲げる者は対象外とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく再生手続開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続中である者
- (3) 会社更生法に基づく更正手続開始申立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく手続開始の申立てが成されている者
- (4) 銚子市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び銚子市の契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 銚子市暴力団排除条例（平成 24 年銚子市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員及び第 3 号に規定する暴力団員等
- (6) 銚子市市税等を滞納している者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- (8) 前号に規定する風俗営業に類似する事業等を営む者
- (9) 消費者金融に係る事業等を営む者
- (10) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業等を営む者
- (11) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立てがなされている者
- (12) その他パートナーとして適当でないと市長が認める者

4 ネーミングライツ料

1年あたり次に示す金額以上（消費税及び地方消費税は別途）を希望します。ただし、これに満たない金額を希望される場合でも申込みは可能です。提案内容を総合的に勘案し、パートナーを決定します。

なお、契約期間が1年に満たない年度については、月割によるものとします。

また、ネーミングライツ料に加え、応募者の独自提案として公園の維持管理に資する役務（サービス）の提供や物品の提供なども受け付け、評価の対象とします。
（役務の例）対応が困難な繁茂した草木の除草や樹木の剪定、設備の修繕など
（物品の例）公園で利用可能な消耗品や備品の提供など

番号	施設名	希望金額
1	河岸公園	100万円以上/年

5 契約期間

(1) 契約期間

原則、契約締結日から3年以上5年以下の期間で1年を単位とすることを基本とし、応募者からの提案によるものとします。

(2) 愛称標示期間

契約で定めた日（愛称標示開始可能日）から契約満了日までとし、契約締結日までに、パートナーとの協議により決定します。また、当該期間には愛称の標示及び消去・撤去に係る期間が含まれます。

6 愛称の条件

(1) 愛称は、公共の施設にふさわしく、市民や利用者にとって親しみやすい、分かりやすい、呼びやすいものとしてください。

(2) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治活動、宗教活動又は選挙運動に関するもの

オ 社会問題についての主義又は主張に当たるもの

カ 当該愛称の内容について市が推奨しているなど、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

キ その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(3) 市は、愛称が定着するまでの間、正式名称を併記するなどの措置を講じる場合

があります。

- (4) 利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更は行えないものとします。ただし、パートナーの法人名変更など、特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

7 パートナーメリット

公園に企業の名称や商品名を付与することで、パートナーは、広告宣伝効果が期待できます。また、ネーミングライツ料が公園の管理運営費用などに充てられることで、地域貢献企業としてのイメージ向上も期待されます。パートナーは、施設及び敷地内の名称表示サインや看板などについて、変更や新規に設置することができます。また、市は、愛称の周知や普及について、次のように取り組むとともに、契約の更新を希望する場合は、優先交渉権を付与します。

- (1) 市が発行する広報誌や印刷物、市ホームページなどにおける施設名称の記載は、原則として愛称を使用します。ただし、市が条例で定めている名称を併記する場合があります。
- (2) パートナーとして決定し、契約締結の段階に至った場合、市ホームページなどを通じ、パートナー及び愛称の周知に努めます。

8 名称変更に伴う費用の負担

ネーミングライツ料以外の費用負担区分は、次のとおりとします。

	銚子市	パートナー
敷地内の看板などの新設・表示変更（※1）		○
契約期間終了後の原状回復		○
設置した看板などを起因とした第三者への損害賠償		○
市が発行する印刷物や市HPの表示変更（※2）	○	

※1 敷地内の看板の表示変更は原則実施とし、敷地外の道路標識などについては、原則実施しないこととします。

※2 印刷物については、改訂時期も考慮し協議のうえ、変更時期を決定します。

9 応募方法

(1) 募集期間

令和8年5月15日（金曜日）から7月31日（金曜日）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く、午前9時から午後4時30分）。募集期間内の応募状況により、募集期間を延長する場合があります。

(2) 提出書類

提出書類	備考
① 申込書（様式1）	本要項「3応募資格」の要件を満たしていることを前提とします。
② ネーミングライツ・パートナー応募に係る誓約書（様式2）	応募資格に関する確認についての同意書
③ 定款	定款、寄附行為などの規約
④ 法人登記簿謄本	3か月以内に発行された履歴事項全部証明書
⑤ 国税・市税の納税証明書 ※	直近1か年分で3か月以内に発行されたもの
⑥ 財務諸表	貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書（直近3事業年度のもの）
⑦ 法人の概要資料（任意様式）	法人の概要や行っている事業が分かる資料（会社概要や会社案内パンフレット）
⑧ 地域貢献活動などに関する資料（任意様式）	地域貢献活動などの実績や今後の計画に関する資料を提出してください。

※ 市税の納税証明書については、銚子市に対し納税義務がある場合、別紙様式4「市税等納付状況確認同意書」の提出に代えることができます。

※ 法人ではない場合、提出書類④、⑥、⑦は必要ありません。

(3) 提出部数

正本1部 副本1部

(4) 提出先

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1

銚子市役所 都市整備課 都市整備室 都市計画班

直接持参又は郵送で提出してください。電子メール又はFAXは不可。

(5) 質問受付

募集要項の内容などに関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和8年5月15日（金曜日）から6月30日（火曜日）午後4時30分まで

② 受付方法

質問書（様式3）に記入の上、持参、郵送又は電子メールで提出してください。

電子メール宛先：toshil@city.choshi.lg.jp

③ 回答方法

質問及び回答は、令和8年7月3日（金曜日）までに市ホームページにて公表します。

URL:<https://www.city.choshi.chiba.jp/kurashi/index0274.html>

(6) 施設見学

施設の見学については、自由に行うことが出来ます。現地での確認や質問などが必要な場合には、事前に9(4)の提出先までご連絡ください。ただし、現地での確認事項や質問に関しては、前号の質問及び回答に含め公表しますので、質問の受付期間内をお願いします。この期間を過ぎますと施設見学のみとなります。

10 選定方法

(1) 選定委員会

パートナーの決定にあたり、ネーミングライツ・パートナー選定委員会を設置し、優先交渉権者について審査及び選定を行います。

(2) 審査方法

提出いただいた書類をもとに、応募資格を審査した上で、次の審査基準によって総合的に評価を行い、最低基準（評価点の5割）以上の評価点を得た者を交渉権者として選定します。必要に応じて応募者にヒアリングを行う場合があります。

(3) 審査基準（評価項目・配点）

評価項目	評価の視点	配点
応募金額	・市の希望金額との比較	50
愛称	・市民に親しみやすくわかりやすい愛称か ・呼称しやすい愛称か ・対象の公園に相応しく、管理運営上に支障が生じないか	20
応募者	・経営の安定性 ・地域貢献や文化・スポーツの振興への取り組み ・パートナーに相応しい企業理念やコンプライアンスの取り組み	20
その他 (独自提案)	・役務の提供の有無、その内容や頻度など ・その他、公園の魅力向上などに資する取り組み	10
	計	100

(4) 選定結果の通知

審査結果は、書面により通知します。

(5) 交渉権者との協議

市と交渉権者となった応募者との間で、契約締結に係る必要事項について協議を行います。

なお、交渉権者との協議が不調となった場合は、次点者を新たな交渉権者とし、協議を行うものとします。

11 パートナーの決定（契約の締結）及び公表

- (1) 交渉権者との協議が整った場合は、交渉権者をパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。
- (2) 契約締結後、当該法人の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間などを市ホームページに公表します。

12 その他

- (1) パートナーの信用失墜行為に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除する場合があります。その場合において、既納のネーミングライツ料は返還しないものとし、原状回復に必要な費用は、パートナーが負担するものとします。

なお、契約の解除に伴いパートナーやその関係者に損害が生じた場合においても、市は一切の責任を負わないものとします。

- (2) 応募に係る一切の費用については、すべて各応募者の負担とします。
- (3) 本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めることとします。

以 上